

## 全 員 協 議 会 会 議 録

### 1 開会年月日

令和8年3月4日（水）

### 2 開会場所

第一委員会室

### 3 出席議員（32名）

議 長	市 村 やすとし
副 議 長	高 山 泰 三
議 員	吉 村 美 紀
議 員	松 平 雄一郎
議 員	宮 野 ゆみこ
議 員	ほかり 吉 紀
議 員	依 田 翼
議 員	高 山 かずひろ
議 員	石 沢 のりゆき
議 員	千 田 恵美子
議 員	浅 川 のぼる
議 員	豪 一
議 員	山 田 ひろこ
議 員	宮 本 伸 一
議 員	田 中 香 澄
議 員	沢 田 けいじ
議 員	海 津 敦 子
議 員	宮 崎 こうき
議 員	たかはま なおき
議 員	小 林 れい子
議 員	金 子 てるよし
議 員	田 中 としかね
議 員	名 取 頭 一

議 員	白 石 英 行
議 員	松 丸 昌 史
議 員	岡 崎 義 顕
議 員	上 田 ゆきこ
議 員	品 田 ひでこ
議 員	浅 田 保 雄
議 員	山 本 一 仁
議 員	関 川 けさ子
議 員	板 倉 美千代

#### 4 出席説明員

成 澤 廣 修	区 長
佐 藤 正 子	副区長
加 藤 裕 一	副区長
丹 羽 恵玲奈	教育長
新 名 幸 男	企画政策部長
竹 田 弘 一	総務部長
榎 戸 研	防災危機管理室長
高 橋 征 博	区民部長
長 塚 隆 史	アカデミー推進部長
矢 島 孝 幸	地域包括ケア推進担当部長
多 田 栄一郎	子ども家庭部長
鵜 沼 秀 之	都市計画部長
小 野 光 幸	土木部長
松 永 直 樹	施設管理部長
宇 民 清	会計管理者会計管理室長事務取扱
吉 田 雄 大	教育推進部長
渡 邊 了	監査事務局長
川 崎 慎一郎	企画課長
進 憲 司	財政課長
横 山 尚 人	広報戦略課長

畑 中 貴 史	総務課長
木 村 健	区民課長
吉 本 眞 二	アカデミー推進課長
篠 原 秀 徳	福祉政策課長
鈴 木 大 助	子育て支援課長
中 島 一 浩	生活衛生課長
真 下 聡	都市計画課長
橋 本 淳 一	管理課長
阿 部 英 幸	施設管理課長
熱 田 直 道	教育総務課長

## 5 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査主査	杉 山 大 樹
議事調査主査	小松崎 哲 生
議事調査主査	菅 波 節 子
議事調査担当	阿 部 隆 也
議事調査担当	眞 鍋 由起子
議事調査担当	平 尾 和 香

## 6 本日の付議事件

- (1) 理事者報告
- (2) 議長会の報告
- (3) 本会議の流れ及び所要時間について
- (4) 一般質問
- (5) その他

---

午後 0時58分 開会

○市村議長 それでは、時間前ではございますが、全員おそろいでございます。ただいまより全員協議会を開会いたします。

議員等の出席状況でございますが、議員は、のぐち議員は、病気療養のため欠席です。

理事者につきましては、鈴木福祉部長、矢内保健衛生部長は、病気療養のため欠席です。

○市村議長 初めに、理事者報告についてです。

訴訟関係について。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 訴訟関係について、御報告申し上げます。

今回、御報告申し上げます案件は、訴えの提起が1件、判決が1件の合計2件でございます。

1件目は、文京区にお住まいの方を原告とする住民訴訟で、1月13日付で東京地方裁判所に訴えが提起され、2月5日に訴状が送達されたものでございます。

本件は、本年度に実施している「世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト研修実施業務委託」に関するもので、原告の主張は、当該委託契約の目的が明確になっておらず、必要性・合理性を欠くほか、随意契約の要件を満たさないにもかかわらず、随意契約として締結されたことが違法であるから、当該契約に係る支出は、違法な支出に当たるといえるものです。

訴えの内容は、文京区長に対し、管理職2名、教育長及び個人としての区長を相手方として、当該契約に係る支出額相当の744万4,800円の損害賠償を請求するよう求めるとともに、令和8年度以降の「世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト研修実施業務委託」に係る業務委託及び公金の支出の差止めを求めるものでございます。

なお、事件の処理につきましては、特別区人事・厚生事務組合法務部へ依頼しておりますことを申し添えます。

2件目は、文京区にお住まいの方を原告とする訴えで、昨年1月に提起されていたものにつき、判決の言渡しがあったものでございます。

まず、本件の経緯につき、少し詳しく申し上げます。

生活保護受給者である原告の令和6年3月分及び4月分の保護費について、区が支給開始日以降、約1か月間にわたって窓口で現金を準備していたにもかかわらず、原告が受け取りに来ないという状況がございました。

このため、区としては、現金管理の都合上、当該保護費を一旦戻入したところ、原告は、同年6月から12月にかけて、5回にわたって、事前の予告なしに保護費の支払いを求めてまいりました。

このような場合、区として事前に支払日の指定をお願いしているところですが、原告がその指定に応じなかったため、支払うことができなかったものです。そして、原告は、こうし

た経緯を捉えて、「保護費の支払いが拒絶された」と主張しているものでございます。

以上を踏まえた原告の訴えの内容は、2か月分の保護費に相当する24万8,390円の支払いを区に求めるほか、区の支払いの拒絶は違法であるとして遅延損害金の支払を求め、さらに保護費の不払いに係る慰謝料として10万円を請求していたものでございます。

本件については、東京地方裁判所において、合計5回の期日が重ねられたところ、本年2月19日に、2か月分の保護費に相当する金額の支払いを区に命じるほかは、原告の請求を棄却する判決が下されたものでございます。

保護費に相当する金額の支払いを区に命じたことにつき、区としては、事前の支払日の指定がなければ実務上支払いが困難である旨を主張しておりましたが、判決は、原告のそうした実務上の協力が無いことをもって保護費の支払い義務自体までが消滅するものではないとして、区の主張を退けました。

なお、本判決につきましては、区として控訴を提起しない判断をしております。これは、区においても保護費の支払い義務が消滅することまで主張するものでないこと、本判決において、区の保護費の取扱いは合理的なものであり、区が違法に支払いを拒絶したものと認められないと評価されていること、通常は敗訴者負担とされている訴訟費用の全部が原告負担とされており、本判決は区の実質全面勝訴と判断されること、によるものです。

訴訟関係についての御報告は、以上でございます。

○市村議長 竹田総務部長。

○竹田総務部長 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分につきまして、御報告申し上げます。

本件は、令和7年11月に発生した、道路課所管の小型トラックによる物損事故についてでございます。

まず、事故の状況を御説明申し上げます。令和7年11月28日午後7時15分、文京区大塚四丁目41番6号において、街路灯夜間点検業務中の土木部道路課所有の庁有車が、現場を右折しようとしたところ、幅員が狭く、右折が困難と判断したため、左折に変更するために切り返した際、左後方の安全確認が不十分であったため、民地の塀に接触し、損傷したものでございます。

次に、和解の内容でございますが、本件事故の損害賠償金額といたしまして、9万2,620円を区が負担するものでございます。

なお、この経費は、損害保険会社の自動車保険で措置されます。

また、本件につきましては、地方自治法第180条第2項の規定により、本日の本会議におきまして、御報告申し上げますので、よろしくお願いいたします。

御報告は以上でございます。

○市村議長 ありがとうございます。

---

○市村議長 次に、議長会の報告であります。

2月18日に特別区議会議長会の総会が開催され、オール東京62市区町村共同事業推進会議の概要について、令和7年度に実施した温室効果ガス標準算定手法の共有化推進等の6事業の実施状況等の報告がございました。

また、令和8年度の特別区議会議長会の国・都への要望活動についてスケジュールが示されましたので、幹事長会を通じて皆様に御意見を頂戴してまいりたいと思っているところでございます。

2月26日に東京23区清掃一部事務組合議会の定例会が開催され、その質疑応答の中で、1月9日に小池都知事が現在23区で未実施の家庭ごみの有料化導入について推進する方針が示されたことを受け、現時点では様々な課題もあり、有料化は決定ではなく、慎重に検討を進めるとのことでした。

また、有料化することを誰が決めるのかの質問に答えとして、各区が個別に条例を定めるとのこと、清掃一組も、議長会の皆様と情報提供など協力していくとのことでした。

2月18日の議長会でも、東京23区のごみの有料化について、議長会にて勉強会を設けて議論を深めたいとの意見がございました。引き続き、情報が入りましたら、共有をさせていただきます。

---

○市村議長 次に、本会議の流れ及び所要時間についてです。

事務局長より説明を受けたいと思います。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 それでは、本日、3月4日の本会議の流れでございます。

開議宣告の後、会議録署名人として、宮野ゆみこ議員と名取頭一議員が指名されます。

次に、諸般の報告として、指定議決に基づき専決処分した和解及び損害賠償額の決定に関する報告について、令和7年度1月分例月結果の報告について、計2件の報告がございました。

次に、日程の追加が行われます。

追加日程第30から第39までとして、請願審査報告、審査終了分10件が本日の日程に追加されます。

次に、日程に入ります。

日程第1から第17までとして、議案第71号から第80号まで、及び第92号から第94号まで、並びに第63号から第66号までの17件が一括して議題とされ、白石総務区民委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による個別採決となります。

次に、日程第18及び第19として、議案第90号及び第96号が一括して議題とされ、松丸厚生委員会副委員長の議案審査報告の後、起立表決による採決となります。

次に、日程第20として、議案第81号が議題とされ、松平建設委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による採決となります。

次に、日程第21から第29までとして、議案第82号から第89号まで及び第95号の9件が一括して議題とされ、上田文教委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による採決となります。

次に、日程第30から第39までとして、各委員会における請願審査終了分10件が一括して議題とされ、請願審査報告書を書記朗読の後、簡易表決による採決となります。

以上で日程が終了し、全ての議事が終了いたします。

次に、所要時間でございますが、本日の所要時間は42分程度と見込んでおります。

説明は以上です。

○市村議長 ありがとうございます。

---

○市村議長 次に、一般質問です。

一般質問をお持ちの方はいらっしゃいますでしょうか。

はい、ございませんね。

---

○市村議長 それでは、これにて全員協議会を閉会いたします。ありがとうございます。

午後 1時08分 閉会